



上尾市立大谷中学校だより

えごの木

令和8年2月号(特別号)

〒362-0045 上尾市向山 4-10

TEL (048)781-9080

<https://www.city.ageo.lg.jp/>

[site/oya-juniorhighschool/](https://www.city.ageo.lg.jp/site/oya-juniorhighschool/)

発行責任者 校長 山田 正浩



学校教育目標

明るく、夢を持ち、たくましく生きる生徒

モノを大切に

校長 山田 正浩

寒さが一段と厳しくなってきました。体にだけはお互い気を付けましょう。

さて、皆さんには新しいICT 端末機が配布されたかと思います。本日は単純に「モノを大切に」というお話ではありません。

皆さんに配られたICT 端末機は一体どのようにしてこの大谷中に配られたのでしょうか。上尾市教育委員会の方に詳細をお聞きしました。

まず、1台当たり5年間、約40,000円で貸していただいているそうです。もちろん国の補助もあります。上尾市は全ての費用の3分の1程度で、5年間で、235,000,000円（二億三千五百万円）を負担しているそうです。その費用はもちろん税金で負担しています。

なぜこのような費用をかけてまで、上尾市は全ての小中学生に貸し出してくれているのでしょうか。もちろんこれからの皆さんに「必要なため」だとは思いますが、それにしても大切な税金を使って、個別にここまでしてくれるのは特別なことだと私は思います。

ここで肝に銘じてほしいことがあります。皆さんに配布されたICT 端末機は個人に「貸与」されたものです。決して「所有権」が皆さんにあるわけではありません。1台当たり約40,000円もかかっているものを故意に、または不注意で故障させてしまったり、紛失してしまったりした場合はその費用を弁償しなければなりません。しかもその費用は多数の端末機の契約によるものですから、1台当たりが元の費用より安く設定されています。故障、弁償ということになりますと約40,000円を大きく上回る金額を支払わなければなりません。

お金の面だけではありません。今回の貸出で学校に貸与されたものについては余裕がありません。つまり故障、紛失の間、次の端末機を手配するまで、代替機はありませんので、学習に支障が生じます。本校でも授業ではICT 端末はもはや欠かせない存在になっております。

市から必要であり、便利で、学習に欠かせないものとして貸与していただいた端末機をこれから各個人で管理してもらいます。責任はかなり大きなものだとこの学校だよりを読んでいただければお分かりだと思います。生徒の皆さん、「責任を持って」大切な端末機を預かり、学習には十分活用してください。そして上尾市の納税者の皆様に感謝しつつ、大切に、立派な学習成果をこの上尾市に還元してください。

<保護者・地域の皆様へ>

また日頃より学校への御支援・御協力誠にありがとうございます。

保護者の皆様、改めてお知らせします。令和8年8月から休日の部活動がなくなる予定になっております。

中学校生活において生徒にとっても、学校にとっても部活動は大変重要なものであることは十分認識しておりますが、その運営は月日を重ねるごとに、厳しいものになってきました。苦渋の決断ではありますが、休日に関しましては、学校から手放し、必要に応じて「AGEO 地域クラブ」に委ねたいと思います。詳細につきましては上尾市からこれまでもお知らせしているところです。何卒御理解・御支援の程、よろしくお願いいたします。

地域の皆様、本校生徒の校外での立ち振る舞いについて、御意見をいただくことがございます。学校でも指導しているところではありますが、もしよろしければ、お声がけお願いできないでしょうか。禁止されている場所でのボール遊び、危ない遊びを含め、子供たちが誤った行動をしている場合、地域の方々からあたたかくお声がけいただくと大変ありがたいです。もちろん反抗的な態度、威嚇的な態度を取った場合、危険性を感じた場合は学校や諸機関に連絡していただいても構いません。よろしくお願い致します。